



タイトル Title	韓国の大学主導の無償化戦略と大学経営
著者 Author(s)	尹, 敬勲
掲載誌・巻号・ページ Citation	高等教育における経済的負担軽減及び修学支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究,:
刊行日 Issue date	2021
資源タイプ Resource Type	Research Paper / 研究報告書
版区分 Resource Version	author
権利 Rights	
DOI	
JaLDOI	
URL	http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/90008566

韓国の大学主導の無償化戦略と大学経営

流通経済大学 教授 尹 敬勲

I. はじめに

韓国の高等教育が直面している課題を挙げろと言うなら、学齢人口の減少により多くの大学がそう遠くないうちに倒産する可能性が極めて高いということであろう。1995 年、韓国において大学の設立基準が準則主義に変わってから、高等教育の市場では私立大学が占める割合が増えてきた。その結果、私立大学が韓国の高等教育を牽引する主役となった。しかし、近年、学齢人口の減少によって私立大学は大学運営の主な財源であった「学生からの授業料収入」の減少と「政府からの補助金」の削減により生死の岐路に立っている。つまり、韓国の大学は危機的状況に直面していると言わざるを得ない。

しかし、視点を変えてみると今の危機的状況は新しい挑戦の機会として捉えることもできる。つまり、「高等教育の機会の平等と拡大」または「高等教育の無償化」の視点からみると、学齢人口の減少による大学の危機を肯定的に捉えることが可能であることを意味する。詳しく言えば、今まで韓国の大学は、学生の選抜過程において日本のセンター試験に該当する「修学能力試験」の成績に基づいて大学側がヘゲモニーを握って学生を選抜してきた。しかし、大学の定員が大学進学の前定者の数をオーバーする逆転現象が始まってからは、そのヘゲモニーは大学ではなく受験生が握るようになった。需要と供給の側面からみても、大学の供給が大学進学を希望する学生の数を上回っていることを考慮すると、当然といえば当然のことである。もちろん、世間でいういわゆる名門大学と呼ばれる大学と、その他の大学の間で人気の差異によってそのヘゲモニーを大学が握るのか、受験生が握るのかでは違いがある。それにしても、高等教育市場全体の動向からみると、受験生がヘゲモニーを握るケースが増えるのは間違いない。裏を返せば、韓国の高等教育市場の状況は、大学全入時代が到来することによって誰もが自分の学力のレベルに合わせて大学を選択さえすれば高等教育を受けることができるという機会の平等の実現が可能になりつつあると捉えることもできる。

ただし、問題は、今の大学が直面している状況に対して大学全入時代の到来を、高等教育の機会の平等を実現するチャンスとしてあまり捉えていないということである。何故だろうか。その理由は、高等教育の歴史からみる必要がある。韓国において大学は、長年、競争の原則に基づき学生を選抜してきた。その結果、大学の序列化が始まって高等教育市場を支配する一つの秩序としての地位を確立した。

しかし、既に言及したように今の大学の状況をみると、一部のネームバリューがある大学を除き、大学の序列化は崩壊しつつある。言い換えれば、大学がエリートのための教育を行う空間ではなく、すべての人が専門的または教養を形成することができる学びの空間となりつつあることを意味する。そして、このような点に注目すると、学齢人口の減少により、大学が過剰供給状態に陥って誰もが大学で学ぶことができるようになっている状況は高等教育の機会の平等と拡

大という点では歓迎すべきことであると捉えることができる。すなわち、大学が真の意味で誰もが入って学ぶことができる空間となりつつあることを意味する。ただし、ここには一つ重要な課題がある。それは誰もが大学で自由に学ぶことができるようにするためには、大学の授業料の問題を解決しなければならない。

現在、韓国の大学は、教育部の「半額授業料」政策の推進によってやむを得ず授業料を増額できない状態である。しかし、それにもかかわらず、全ての人が授業料という経済的負担から自由になるにはほど遠いほど授業料は高い水準である。一方で、政府が大学で学ぶことを望むすべての人々に授業料を支援する「無償化」政策を推進するには財政的に難しいのが現状である。この部分に関しては、渡部昭男が展開している漸進的無償化に関する韓国の研究者との共同研究の結果¹を検討することで詳しく把握することができる。渡部が韓国の研究者と共同で進めた研究からも、韓国政府が無償化を推進するには難しい部分があると指摘した²。本研究では、このような状況を踏まえて、政府主導の高等教育の無償化を実現するための中間過程として、大学主導の無償化を実現する方法を検討するに至った。

それでは、政府の支援が得られず、学齢人口の減少によって授業料を支払う学生の確保が難しくなる中、大学が無償化を実現するにはどうすれば可能だろうか。一般的な視点からみれば、本研究が提案する大学主導の無償化の案は荒唐無稽な話に聞こえると思う。しかし、大学主導の無償化には実現可能な方法がある。それは、大学が主な収入源を学生の授業料ではなく、韓国の多くの大学が展開している収益事業へシフトチェンジすることである。具体的な方法を端的に言えば、韓国の多くの大学が展開している産学連携による収益事業と自らビジネスモデルを立ち上げる起業という形で財源を確保することである。実際、韓国の大学の中には収益事業を通じて豊富な財源を確保するところが少なくない。韓国の大学のこのような動きは、大学が民間企業のように、自分たちが持っているハードとソフトの部分を活用して収益を得ることが可能であることを証明している。ただし、これは大学の力だけでは難しく、大学が収益事業で得た利益を無償化のために活用するには、収益事業で得た利益に対する税金を現在の税率から免除する方向へ転換する必要がある。もちろん、税金に関する措置を行うには政府の支援が不可欠である。このような課題を踏まえた上で、本研究は、収益事業に基づく大学主導の無償化の可能性に注目し、大学が収益事業を通じて確保した財源を学生の学びの機会に還元する方法を模索していく。

II. 韓国の高等教育の無償化をめぐる研究の動向

韓国の高等教育の無償化に関する最新の日本国内の研究をみると、渡部昭男の「韓国の高等教

1) 渡部昭男 (2021) 『『教育無償化』論議の経緯と特徴(4) —2020 年第 201 回の国会審議から—』、「大阪成蹊大学紀要 (教育学部篇)」, pp.239-251.

2) 渡部昭男 (2020) 「高等教育における経済的負担軽減及び修学支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究(1): 研究構想と 2019 年度の実績」, 「神戸大学大学院人間開発環境学研究科研究紀要」, pp.125-134.

育の漸進的無償化に関する法制度、行政財政」³を挙げることができる。同研究は、渡部が韓国との共同研究を通じて韓国の高等教育の無償化に関する諸問題を多角的視点から分析している。その上、渡部は日本と韓国の高等教育に類似する部分が多く、漸進的無償化をめぐる議論でも同様であると把握した。それでは、渡部の研究を踏まえた上で韓国の高等教育の無償化をめぐる議論がどのような形で進められてきたのか、さらに議論の過程でどのような課題が浮き彫りにされたのかを韓国の研究者の論文を中心に検討していく。

韓国の大学の無償化に関する研究の動向は、四つの形態に区分することができる。第一は、大学の無償化をめぐる歴史的研究である。第二は、大学の無償化を実現する上で必要な制度、特に「国家奨学金」に関する研究である。第三は、大学の無償化を推進する自治体の動きに関する研究である。第四は、コロナ以降、最近議論されている大学の無償化に関する研究が挙げられる。

第一に、大学の無償化に関する歴史的展開に関する研究をみてみよう。パク・コヨンは、韓国において高等教育は私立大学を中心に展開されてきた歴史的な経緯があるということを前提とした上で、高等教育における長年の歴史的課題の一つとして大学と学生間の授業料をめぐる対立を指摘した⁴。特に、パクは、解放以後、歴代の韓国政府は大学の数が足りない状況を克服するために、民間資本の出捐による大学設立を促し、高等教育を拡大してきたという歴史的事実に注目した。具体的にいうと、過去韓国で大学を創設した人々の多くは、私財を投じて教育の発展に貢献するために、大学を設立したという歴史的経緯がある。もちろん、大学運営に必要な資金が全て大学を設立した人々によって賄われたわけではない。政府の大学の運営のための政府補助金や学生の授業料によって財政の多くの部分は支えられてきた。しかし、少子化によって学齢人口が減少し、大学の数が学生の数より多くなると、政府に促されて設立された私立大学の存在は一転してお荷物のような存在として扱われるようになった。それだけでなく、半額授業料政策が推進されることで、大学の財政の重要な部分を占めていた授業料収入が半減してしまったのである。このような状況で私立大学の経営陣は政府の政策に強い怒りを示した。そもそも大学の数が足りないと泣き寝入りするから国のために大学を設立してあげたのに、今になって要らないということに強く反発したのである。一方、政府は、私立大学からこのような反発を受けながらも、政府の不足している予算の中で学生の授業料を補填することは難しいため、大学がその負担を背負うしかないという姿勢を示した。パクは、韓国の高等教育が抱えているこのような問題が大学の無償化を進めることを難しくする要因であると把握した⁵。

ハ・ボンウンも、自らの論文の中で、①現在私立大学の授業料の引き上げ幅が制限されていること、②文在寅政権に入って入学金を廃止する政策が推進されていること、この二点に注目し、私立大学はますます財政状況が悪化せざるを得ない状況であると指摘した。その上、韓国政府が、

3) ibid.

4) パク・コヨン(2021) 韓国の登録金負担の軽減(漸進的教育無償化運動)の沿革
<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012443.pdf>

5) ibid.

私立大学が直面している財政上の不安定な問題を解消しない限り、大学、学生と政府の三者の対立は解消できないと主張した⁶⁾。

上記の二人の研究者の研究内容は、韓国的高等教育の出発点が私立大学の主導で行われてきたという点、さらに、そのような歴史的な状況を考慮した際、政府が大学に授業料引き下げを要求するということは、私立大学としては政府が恩知らずの行為を行なっているという反発を招き、結果的に、学生と大学との間の授業料をめぐる葛藤を引き起こす端緒を提供していると整理できる。

第二に、大学無償化の前提となる制度設計、すなわち「国家奨学金」に関する研究をみてみよう。ヨン・ドクウォンは、自身の論文の中で高等教育の機会の拡大のためには国家奨学金制度の拡充が必要であると述べている。ヨンは、大学の無償化を実現するのが困難な根本的な原因は韓国的高等教育が「受益者負担の原則」を堅持しているからであるとし、大学教育の無償化を実現するためには受益者負担の原則を変え、国家奨学金を拡充していくことが理想であると把握した⁷⁾。他方、コ・ソンも同様の視点から国家奨学金の拡充のための法制化を進める上で困難な問題点を指摘した⁸⁾。

しかし、両者の国家奨学金を媒介とする無償化の議論をみると一つ課題が浮かび上がる。それは、そもそも韓国で高等教育の機会を獲得するということは入試に合格することを前提としており、その結果、大学修学年齢に達している人の中で限られた人しかその機会を得ることができないということである。つまり、無償化が既の実現されている初等中等教育とは異なり、公的財源を入試という選抜試験に合格した人々だけに提供する形で無償化を実現することは、高等教育の機会を万人に提供するという「公費の思想性」に反する側面があるからである。そのため、高等教育の無償化を実現するためには、大学に進学しないという選択をした人々、大学に進学したくても選抜試験に合格できなかった人々と進学する人々も含めて、全ての人々が納得できる社会的合意が必要である。

実際、国家奨学金を活用した無償化を進める上で必要な社会的合意を得るための研究も既に展開されている。例を挙げると、ホン・ソンテは国家奨学金の根本的な存在意義に関して再考する必要があると主張した⁹⁾。ホンは、大学進学率が高い状況において国家奨学金を進めると、政府の費用負担の増加を問題視する声があると言いながらも、このような批判にこたえるためには国家奨学金が経済的事情により高等教育を獲得できない人々への学びのライフラインの役割

⁶⁾ ハ・ボンウン(2021)韓国的高等教育漸進的無償化と関連した政府及び地方自治体の制度運営現況及び問題点 (<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012472.pdf>)

⁷⁾ ヨン・ドクウォン(2021)韓国の大学の登録金負担の緩和政策(<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012444.pdf>)

⁸⁾ コ・ソン(2021)韓国的高等教育の漸進的無償化関連法制整備現況及び特徴(<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012477.pdf>)

⁹⁾ ホン・ソンテ(2021)大韓民国国家奨学金に関する考察(<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012471.pdf>)

を果たしているという事実を理解させる必要があると主張した。その上、国家奨学金を教育の機会の保障という社会的権利の側面から捉える必要があると話している¹⁰。

一方、イム・フィソンは、韓国社会において奨学金とは長い間成績の如何によって受給資格が判断されてきたと説明しながら、成績が良い学生は奨学金を受け、いざ生活が困難であっても成績が基準に満たない学生は救われなかったということが当たり前であると認識されてきたことに疑問を示した。その上、国家奨学金に関する議論を進めるときには、「奨学金の判断基準＝成績」という固定観念から脱皮し、学びのライフラインとしての国家奨学金の定義を明確化することが必要であると指摘した¹¹。また、キム・ソンヨルも、韓国社会は長い間、都市と農村地域間の教育格差、所得に応じた教育の機会の不平等という構造的な問題を内在していたが、小中高を中心に順次的に無償化が推進されることで、教育機会の不平等という問題が解消されてきたと説明した。その上、高等教育も、機会の不平等や差別という根本的な問題を解決するための方案としては無償化以外の選択肢はないと主張している¹²。韓国社会のように大学進学の有無が職業選択と生涯の収入を左右する環境において、格差を生み出す根本的な問題を解消する道は高等教育の無償化しかないということである。

第三は、大学の無償化を推進する自治体の動きに関する研究である。イム・ウンフィは、ソウル市が設立した公立の高等教育機関である「ソウル市立大学校」の半額授業料支援策とソウル市の青年関連支援政策を事例として挙げながら、自治体の予算を活用した無償化の取り組みの可能性を論じた。特に、ソウル市立大学校の半額授業料及び奨学金という支援策の成果を次のように主張した。

イムは、大学生に対する自治体の支援は、学生が授業料を稼ぐためにアルバイトなどで時間を取られるあまり、学業に集中できず、大学を中退するケースが多々ある中、彼らを大学の授業に取り戻す効果があったと評価した。一方で、イムは、ソウル市が奨学金という形で学生に対する財政的支援を増やしたあまり、教育設備等への投資が欠けるという問題も生じたことは否定できないと分析しながら、自治体の財政を基盤とした高等教育の無償化には限界があると述べた¹³。

第四に、コロナ以降の大学の無償化に関する研究が挙げられる。ギム・フンホは、コロナ以降の高等教育の分野で話題になっている「授業料の一部返還要求」に注目した。キムは、大学がコロナ以降オンライン授業を中心に講義を展開しているが、多くの学生は講義の質に満足することができず不満を抱いており、その不満の原因は大学側が授業料に見合ったオンライン講義の

¹⁰) *ibid.*

¹¹) イム・ヒソン(2021)「半額登録金」について国会にて取り上げられた争点と議論(<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012449.pdf>)

¹²) キム・ソンヨル(2021)1980年代の韓国での差別的教育解消主張の再吟味:教育機会の平等の視点から(<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012475.pdf>)

¹³) イム・ウンヒ(2021)ソウル市が実施する大学生・青年支援政策(<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012447.pdf>)

ためのインフラ構築などの設備投資とコンテンツ作りを行っていないからであると指摘した。キムは、コロナ以降、学生が満足できるオンライン授業を中心とする講義を提供するためには、大学の独自の努力では限界があり、政府の財政的支援が切実であると主張した¹⁴。チョン・ビョンホも同じく、コロナの後に発生している学生の授業料の一部返還要求に注目し、学生たちによる「憲法訴願」と「民事訴訟」の法的紛争の分析を行なった。それでは、授業料の一部返還を求める法的争いはなぜ増えているのだろうか。チョンの分析によれば、その理由は、学生が授業料を支払った額に比べて十分な対価を得られていないと考えているからである。

コロナ以降、学生たちの大学に対する不満が増える中、一方で一部学生側が歓迎する動きも現れている。それは、文在寅政権に入ってから推進されている政策として、国公立の大学を中心に拡大している「入学金の廃止」である。今まで無償化を主張する研究の中で入学金の位置付けは常に議論されてきたが、今回ようやくコロナをきっかけに無償化政策の第一歩として入学金の廃止が進められ、学生と保護者から支持を得ている¹⁵。

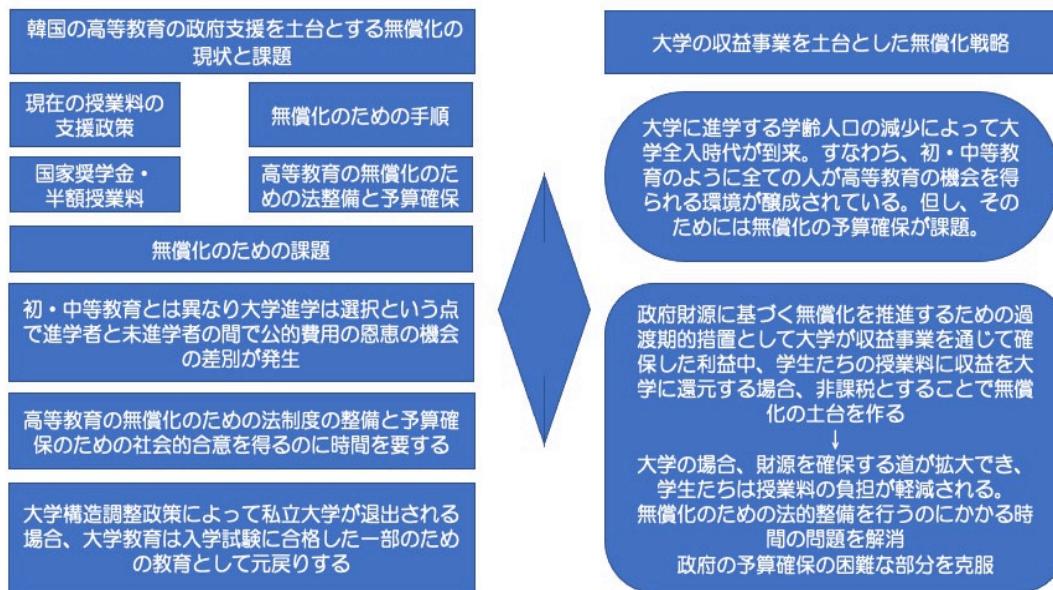
何にしろ、コロナ以降の大学の授業に対しては多くの学生が不満を抱いていることは間違いない。一方、大学はオンライン授業という新しい教育方法を展開することでその準備に十分な時間と予算を割り当てることができず苦勞している。つまり、大学と学生の両者が互いに今の状況に不満を感じながら、対立するという異常な状況であると言える。それでは、このような対立する状況はどのように克服できるのだろうか。それは、両者の負担を減らすために政府が積極的に費用を賄う無償化政策の推進しか解決の道がない。ただし、無償化のための予算の獲得は容易ではない。それでは、政府の財政的支援が得られない状況においても無償化を実現する方法はないだろうか。

少なくとも上述した論文の中では政府の無償化のための予算確保以外の選択肢はみえないが、視点を変えると、政府予算を基盤とした無償化の中間過程として別の方法があると思われる。別の方法とは、政府主導の無償化から大学主導の無償化へシフトチェンジすることである。つまり、大学が既存の政府の補助金や授業料収入のほか、積極的に収益事業を展開し、事業で得た収益を大学に還元した上で奨学金として学生に支給することで学生の授業料負担を軽減させることである。つまり、大学が独自の収益事業で得た資金を基に奨学金という形で学生の授業料を賄うと、高等教育の無償化に必要な法制度的整備の有無に関係なく、各大学の規模や状況に合わせて漸進的に無償化を図ることができる。特に、私立大学が主導で無償化を推進すると、政府主導で無償化を展開したときに発生する問題、すなわち大学に進学した学生のみ奨学金を受けられ、一方で高等教育の機会を得られなかった学生はその支援を受けられないという「学びの機会の差別」という問題を防ぐことができる。

¹⁴キム・フンホ(2021)大学登録金の負担緩和のための韓国政府の政策的努力及び関連法律の変化(<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012469.pdf>)

¹⁵チョン・ビョンホ(2021)コロナ事態による韓国の大学授業料返還運動(<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012467.pdf>)

図1) 韓国の大学の収益事業を活用した漸進的無償化の戦略



それでは、大学は具体的にどのような収益事業を展開し、独自の財政を拡充して、実際に得られた利益を学生たちに授業料の負担を軽減させる奨学金の形で支給することができるだろうか。まず、韓国の大学で実施されている収益事業からみてみよう。

Ⅲ. 韓国の大学の収益事業の展開と拡大

韓国の私立大学が収益事業を本格的に展開するようになった背景を知るためには、「大学の自律化政策」の動きと関連する私立大学をめぐる歴史から把握する必要がある。1963年「私立学校法」が制定されるまで、私立大学の収益事業と関連する法律は整備されていなかった。しかし、1963年6月に私立学校法が制定されることによって、大学及び学校法人は私立学校法第6条に基づき収益事業を展開することができるようになった。実際、同法では、大学及び学校法人は自らが設置した私立学校の教育に支障のない範囲内で、収益を学校の経営に充当するという前提を置きながら、収益事業を通じて得られた収益用の財産の場合、その財産の80%以上は大学運営に使うように義務付けている。要するに、法的側面からみても、大学が収益事業を通じて得た収益金を学生の授業料負担を軽減させる奨学金として活用するにはなんの支障もないことを意味する。

しかし、私立学校法に明記されている根拠があるにもかかわらず、大学はこれまで授業料の収入と政府の補助金に依存する経営をしてきた。そのため、今まで収益事業にはあまり関心を示さなかった。そうするうちに、2012年以降政府の大学構造調整政策が進められ、政府の補助金の削減と半額授業料政策による授業料収入の減少という厳しい状況に直面することになって、

ようやく大学は運営の財源を確保するために収益事業に関心を持つようになったのである。私立大学にとって幸いだっただのは、大学の収益事業に対する規制を緩和する「大学の自律化推進計画」が展開されていたため大学が本格的に収益事業に着手することが可能だったということである。実際、この時期、多くの大学が始めた事業がホテルと国際会議産業関連施設の建設運営であった。それでは、なぜ大学はホテルと MICE 事業に真っ先に飛び込んだのだろうか？

その理由は、大学の収益事業に対する規制緩和により、大学が施設を民間資本事業（BTL）方式で建てることができ、工事費の 10%程度は付加価値税が免除されるようになったからである。つまり、国立大学と同様に、私立大学も BTL 施設を推進した際、付加価値税のゼロ税率が適用となり、この税制上の利点を活用し、大学自らが人的・知的インフラを活用し、多様な事業を展開し始めたのである¹⁶。それでは具体的な例をみてみよう。

「延世（ヨンセ）大学校」は、牛乳をはじめ、海苔、紅参、乳酸菌など、様々な食品を販売している。この中でも収益事業の売上高の半分以上を占める事業は、牛乳、医療用品販売、ビル賃貸や塾の運営である。延世大学校は、葬儀場（新村や江南などのソウルの中心地）運営による収益、ソウル駅の前に位置している延世大学校の学校法人の高層ビルを含むソウル各地の賃貸ビルからの収益、そして、地方キャンパスで運営している英語教育院などで高い収益（平均 500 円を超える収入）を上げている。そして、延世大学校はこの収益から毎年 1000 億ウォン（約 100 億円）以上のお金を大学側に転出し、大学の安定的な経営を支えている。また、同じくソウルに位置している「建国（ゴンクック）大学校」も、複合ショッピングモール施設である「スターシティ事業」を筆頭に、建国乳業、建国ハム、高齢者専用マンション事業（ザ・クラシック 500）、法人傘下の子会社が展開している不動産賃貸事業（建国 AMC）とゴルフ場（KU ゴルフパビリオン）経営で年間 4000 億ウォン（約 400 億円）以上の売り上げを上げている¹⁷。

上記の大学のように大学が自ら事業法人をつくり収益事業を展開するほか、産学連携を通じた収益事業の形態も続々登場している。それが「学校企業」と呼ばれるものである。ここでいう「学校企業」とは何だろうか。

本来、「学校企業（school-based enterprise）」はアメリカで登場した概念として、“学生が学校の支援の下で学校や地域社会のために、製品やサービスを生産する活動である”¹⁸と定義されている。しかし、韓国では、学校企業を“特定の学科やコースと連携して、学内に企業活動を展開する環境を醸成し、学生たちが物の製造、販売、修理、加工又は下請け作業をサービスとし

16) 尹敬勲(2020)「韓国の私立大学の収益事業を活用した生存戦略」、私学高等教育研究所『私立大学の役割 ～地域貢献・国際比較・大学間連携の視点から～』pp.101-110.

17) シン・セリョン&ホン・ジンファン(2015)、「学校企業の成功要因の事例研究」、『中小企業研究』第37巻 第2号、pp.1-22.

18) Gugerty, J., C. Foley, A. Frank, and C. Olson (2008), “Developing and Operating School Based Enterprises that Empower Special Education Students to Learn and Connect Classroom, Community, and Career- Related Skills,” *The Journal for Vocational Special Needs Education*, Vol.31, pp. 25-29.

て提供する一連の活動”¹⁹として定義している。すなわち、韓国では、学校企業を“学生や教員が教育及び研究活動をする中で生まれた技術、アイデア、サービスをビジネスモデルとして構築し、起業または企業と連携し、収益と実学的教育価値の創造を図る組織として捉えている。それでは、学校企業が展開しているビジネスモデルはどのようなものがあるのだろうか。

学校企業の取り組みが始まった初期の段階では、学生が運営する食堂やコピー室、保育室、小売店、美容室、自動車整備センターを主な事業としていた。これらのビジネスモデルが選ばれた理由は、学内で一定の需要があるとともに、外注するのではなく、学生の参加を促すことができ収益を学生に奨学金などの形で還元することができたからである。特に、2000年度初め、産学連携が大学経営の重要なキーワードとして浮上してから、政府は産学連携を促進するために補助金を助成し、大学は学部学科の特性を活かし、政府の支援のもとで企業と協力する学校企業の活動に積極的に乗り出した。例えば、前述した「ソウル市立大学校」の場合、「THE ゴグマ（サツマイモ）」という名前の学校企業を環境園芸学科の教授と学生たちが一緒になって起業した。「THE ゴグマ（サツマイモ）」はサツマイモを栽培する過程でサツマイモがウイルスに感染することを予防する技術を生産現場に提供し、年間1億円の収益を上げている。特に、学生たちは、企業活動に参加しながら卒業単位と給与を同時に受け取ることで、生計と勉学という二つの面でメリットがあった。もちろん、成果はこれだけでなく、産学連携を通じて進行していたため、関連企業とのネットワークが形成されて就職も容易になる付随的な成果を得ていた。つまり、学校企業は大学の財源の確保と学生の就職という二つの成果を達していると言える²⁰。

学齢人口が減少し半額授業料の政策が展開された結果、以前のように大学が授業料や補助金という形で財源を確保することが困難になった。こんな中、学校企業から得た収益を学生に奨学金として還元することは、大学が政府の補助金や授業料という従来の財源の枠組みに縛られず、新しい財源を確保する道であると理解できる。

IV. 大学主導の漸進的無償化の道

直近のアメリカの大統領選挙の民主党の予備選挙で、バーニー・サンダース議員とエリザベス・ウォーレン議員が公立大学の無償化を提案した。両議員は無償化に必要な財源を100億ドル以上の富豪からの富裕税あるいは資産取引税で賄う案を提示した。しかし、両議員の提案は民主党内での反発によって退けられた²¹。すなわち、大学の無償化を実現するための手段として税金という形で財源を確保することが容易ではないことを表している。それでは、政府の財源に基づく無償化を実現する中間過程として、つまり政府の大学の無償化に関する制度の整備を待

¹⁹) 学校企業支援事業のホームページ www.sbe.or.kr より

²⁰) 教育部「学校企業、再度飛躍を準備する」(2019年7月10日)

²¹) The Economist(2019.7.20). A debate is under way about the cost of higher education. <https://www.economist.com/finance-and-economics/2019/07/18/a-debate-is-under-way-about-the-cost-of-higher-education>

つ間、高等教育の無償化を実現する方法はないだろうか。

本研究はこの問いに対する一つの答えとして、大学自らが事業を通じて収益を創出し、その収益で学生に無償で教育サービスを受けられる機会を提供することを提案した。そして、その実現の方法として大学が収益事業や学校企業を展開することが対案になると考えたのである。もちろん、本研究が示す案に対して疑問を抱くこともあるだろう。そして、そのような疑問は当然あるべきだと思う。

しかし、本研究は漸進的無償化を実現するための中間過程、ある意味、ステップとしての意味はあると思う。それでは、具体的な事例を通じて確認してみよう。

韓国の私立大学の中で財政状況が良い大学の多くは、特定の学科に限定してその在学生全員に対して4年間の授業料を免除するとともに、奨学金も支給している。一例として、サムソンが学校法人となっている「成均館大学校」の場合、半導体システム工学科、ソフトウェア学科、グローバルバイオメディカルエンジニアリング学科に対して4年間の授業料を免除するとともに、奨学金も支給している²²⁾。なぜ利益を最も重視する企業であるサムソンが授業料免除という無償化の道を選んだのだろうか。その理由は明確である。大学経営の視点からみた場合、無償化意外に優秀な人材を確保する道はないからである。つまり、サムソンは、長期的な視点から大学が発展することを望むなら、大学が授業料で目先の利益を追求するより、無償化を推進し、優秀な学生を確保する方が大学の発展に繋がると確信していたからである。

本来、大学は基本的に学生のために最良の教育サービスを提供したいという思いを最も大事にしている組織体である。そして、このような大学という組織の本来の性質に注目すると、大学自らが十分な財源を確保し、無償化を図ることが自然な流れであり、最も理想的であると思われる。特に、学齢人口が減少し、大学の定員確保が困難な今だからこそ、学生の授業料でお金を稼ごうとする発想から脱皮し、大学自らが価値を創造し、収益を学生に転換する新たな挑戦が必要とされていると思う。もちろん、このような話をすると、大学が教育と研究は後回しにしてお金儲けに走るのではないかと危惧する声もあるだろう。

しかし、大学教育を希望するすべての人々が経済的な理由から放棄することよりは、大学が教育と研究以外の商売をしてお金儲けをするという批判を受けたとしても、すべての人に高等教育の機会を提供するために必要な財源を確保するという大義を忘れることなく、その道を進めて行くことが必要であり、それが今の韓国の大学が挑戦すべき道であると思う。

参考文献

<日本語>

尹敬勲(2020)「韓国の私立大学の収益事業を活用した生存戦略」、私学高等教育研究所『私立大学の役割 ～地域貢献・国際比較・大学間連携の視点から～』pp.101-110.

渡部昭男(2021)「『教育無償化』論議の経緯と特徴(4) —2020年第201回の国会審議から

²²⁾ <https://neweducation2.tistory.com/520>

一)、「大阪成蹊大学紀要 (教育学部篇)」, pp.239-251.

渡部昭男(2020)「高等教育における経済的負担軽減及び修学支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究(1): 研究構想と 2019 年度の実績」, 「神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要」, pp.125-134.

<韓国語>

고전(2021)한국의 고등교육 점진적 무상화 관련 법제정비 현황 및 특징(<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012476.pdf>)< 코・ソン(2021)韓國의 高等教育의 漸進的無償化關連法整備現況及 び 特徴(<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012477.pdf>)>

교육부, 「학교기업 재도약을 준비하다」(2019 년 7 월 10 일자 보도자료)

< 教育部「学校企業、再度飛躍を準備する」(2019年7月10日)>

김성열(2021)1980 年代 韓國에서의 差別的 教育 解消 主張의 再吟味: 教育機會의 平等의 觀點에서([http://www.lib.kobe-](http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012474.pdf)

[u.ac.jp/repository/81012474.pdf](http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012474.pdf))< 김・송(2021)1980 年代의 韓國에서의 差別的 教育 解消 主張의 再吟味: 教育機會의 平等의 視點から (<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012475.pdf>)>

김훈호(2021)대학 등록금 부담 완화를 위한 한국 정부의 정책적 노력 및 관련 법률 변화([http://www.lib.kobe-](http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012468.pdf)

[u.ac.jp/repository/81012468.pdf](http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012468.pdf))< 김・훈(2021)大学登録金の負担緩和のための韓国政府の政策的努力及 び關連法律の变化(<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012469.pdf>)>

박거용(2021) 한국등록금 부담 완화(점진적 무상교육 운동)의 역사 (<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012442.pdf>)< 박・용(2021) 韓國의 登録金負擔의 軽減(漸進的 教育無償化運動)의 沿革 (<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012443.pdf>)>

신세룡&홍진환(2015), 「학교기업의 성공요인에 대한 사례연구」, 『중소기업연구』

제 37 권 제 2 호, pp.1-22.<シンセリョン&ホンジンファン(2015), 「学校企業の成功要因の

事例研究」, 『中小企業研究』 第37卷 第2号, pp.1-22.>

윤경훈(2020) 「한국의 사립대학의 수익사업을 활용한 생존전략」, 사학고등연구소『사립대학의 역할-지역공헌, 국제비교, 대학간연계의 시점으로 부터』pp.101-

110.<尹敬勳(2020) 「韓國의 私立大學의 收益事業을 活用した 生存戰略」, 私學高等教育研究所『私立大學의 役割 ~地域貢獻・國際比較・大學間連携의 視點から~』 pp.101-110.>

연덕원(2021) 한국의 대학 등록금 부담 완화 정책 (<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012444.pdf>)< 옌・원(2021)韓國의 大學의 登録金負擔의 緩和政策(<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012444.pdf>)>

임은희(2021)서울시가 시행하는 대학생・청년 지원 정책(<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012446.pdf>)< 임・희(2021)ソウル市が実施する大学生・青年支援政策(<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012446.pdf>)>

w.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012447.pdf)>

임희성(2021)'반값등록금'에 관해 국회에서 다뤄진 쟁점과 논의(<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012448.pdf>)<イム・ヒソン(2021)「半額登録金」について国会にて取り上げられた争点と議論(<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012449.pdf>)>

정병호(2021)코로나 사태로 인한 한국 대학 등록금 반환 운동(<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012466.pdf>)<チョン・ビョン호(2021)コロナ事態による韓国の大学授業料返還運動(<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012467.pdf>)>

하봉운(2021) 한국의 고등교육 점진적 무상화와 관련된 정부 및 지방자치단체의 제도 운영 현황 및 문제점 (<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012472.pdf>)<ハ・ボンウン(2021)韓國の高等教育漸進的無償化と関連した政府及び地方自治体の制度運営現況及び問題点(<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012472.pdf>)>

홍성태(2021)대한민국 국가 장학금에 대한 소고(<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012470.pdf>)<ホン・ソン테(2021)大韓民国国家奨学金に関する考察(<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012471.pdf>)>

와타베아키오(2021) 교육무상화의 논의의 경과와 특징(4)-2020 년제 201 회의 국회심의를 중심으로-, 오사카세이케이대학 논문집(교육학부 편), pp.239-251.<渡部昭男(2021)「『教育無償化』論議の経緯と特徴(4) —2020 年第 201 回の国会審議から—」,「大阪成蹊大学紀要(教育学部篇)」, pp.239-251.>

와타베아키오(2020) 고등교육에 있어서 경제적부담의 경감 및 수학 지원에 관한 법·제도·행정·재정의 한일비교연구(1):연구 구상과 2019 년도의 실적, 코베대학대학원 인간발달환경학연구과 논문집, pp.125-134. <渡部昭男(2020)「高等教育における経済的負担軽減及び修学支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究(1):研究構想と2019年度の実績」,「神戸大学大学院人間発達環境学研究所研究紀要」, pp.125-134.>

<英 語>

The Economist(2019.7.20). A debate is under way about the cost of higher education.

<https://www.economist.com/finance-and-economics/2019/07/18/a-debate-is-under-way-about-the-cost-of-higher-education>

~~~~~

英文タイトル

The Strategy of University Management for Free Higher Education in South Korea

キーワード和文・英文 数語

Free Higher education (大学の無償化), Profit-making business of university (大学の収益事業), School Based Enterprise (学校企業), Half-price tuition(半額授業料)

#### 著者紹介

尹敬勲（ユンギョンフン）流通経済大学 法学部 教授。専門分野：高等教育、比較教育。

著書は、『韓国における大学倒産時代の到来と私立大学の生存戦略』シアーズ教育新社 2019。

『第4次産業革命と社会教育』流通経済大学出版会 2020。